

奈良県告示第七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び大和郡山市環境政策課（大和郡山市北郡山町二四八の四）において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
シャープ株式会社 代表取締役 片山 幹雄
大阪市阿倍野区長池町二二番二二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
シャープ株式会社 奈良事業所
大和郡山市美濃庄町四九二番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号ホに掲げる廃ガス洗浄施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の構造を別表のとおり変更する。

別表

施設名		変更の前後	能力	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
廃ガス洗浄施設	変更前	二五㎡/分	終日（二十四時間）	
	変更後	五八〇㎡/分	終日（二十四時間）	

